|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護サービス事業者　自主点検表 | | | |
| 令和６年６月版 | | | |
|  | | | |
| 訪問介護 | | | |
|  | | | |
|  | | | |
| 事業所番号 | |  | |
| 施設の名称 | |  | |
| 事業所（施設）所在地 | | 〒 | |
| 電話番号 | |  | |
| 法人の名称 | |  | |
| 法人代表者（理事長）名 | |  | |
| 管理者（施設長）名 | |  | |
| 記入者職・氏名 | |  | |
| 記入年月日 | |  | |
| 運営指導日 | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | 川口市　福祉部　福祉監査課 | |  |
|  | |  | |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　　旨

　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準等が守られているか常に確認する必要があります。

　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

２　実施方法

（１）　毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（２）　記入に当たっては、管理者が中心となり、直接担当する職員及び関係する職員で検討のうえ点検してください。

（３） 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（４）　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「該当なし」又は「事例なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）

（５）　この自主点検表は訪問介護の運営基準等を基調に作成されていますが、共生型訪問介護事業者についても指定訪問介護の運営基準等に準じて（訪問介護を共生型訪問介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

　　　　なお、**網掛けされている部分**については共生型訪問介護事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、共生型訪問介護事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください（共生型訪問介護の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（４）に従って記入してください。）。

３　根拠法令

|  |  |
| --- | --- |
| 「法」 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 「条例」 | 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年川口市条例第79号） |
| 「施行令」 | 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号） |
| 「施行規則」 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号） |
| 「市虐待防止条例」 | 川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例 （平成25年川口市条例第34号） |
| 「平１１厚令３７」 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  （平成１１年３月３１日厚生省令第３７号） |
| 「平１１老企２５」 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  （平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 「平１２厚告１９」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号） |
| 「平１２老企３６」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 「平２７厚労告９３」 | 厚生労働大臣が定める１単位の単価  （平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９３号） |
| 「平２７厚労告９４」 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 （平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９４号） |
| 「平２７厚労告９５」 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 「平２７厚労告９６」 | 厚生労働大臣が定める施設基準 （平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９６号） |
| 「平２４厚労告１２０」 | 厚生労働大臣が定める地域  （平成２４年３月１３日厚生労働省告示第１２０号） |
| 「高齢者虐待防止法」 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  （平成１７年法律第１２４号） |
| 「介護サービス事業者のための危機管理マニュアル作成指針」(平成30年4月川口市福祉部介護保険課) | |

介護サービス事業者 自主点検表

目　　　次

第１　一般原則　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　１

第２　基本方針　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　１

第３　人員に関する基準　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　１

第４　設備に関する基準　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　６

第５　運営に関する基準　　　　　 　　　・・・・・　　　６

第６　変更の届出　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・　　２７

第７　介護給付費の算定及び取扱い　　　　　　　・・・・・　　２８

第８　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　６２

|  | 自主点検項目 | 自　　主　　点　　検　　の　　ポ　　イ　　ン　　ト |  | 根　拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１　一般原則 | |  |  |
|  |  | (1)**利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。** | いる  いない | 条例第3条第1項 |
|  |  | (2)**地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第3条第2項 |
|  |  | (3)**利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第３条第３項 |
|  |  | (4)**サービスを提供するに当たって、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第３条第４項 |
|  |  | ※　介護保険等関連情報とは、次に掲げる事項に関する情報のことです。 |  | 法第118条の2 |
|  |  | ①　介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項 |  |  |
|  |  | ②　被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項 |  |  |
|  |  | ③　訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項 |  |  |
|  |  | ④　地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項 |  |  |
|  |  | (5) **サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。** | いる  いない | 条例第3条第5項 |
|  | 第２　基本方針 | |  |  |
| 1 | 訪問介護の基本方針 | **指定訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第4条 |
|  | 第３　人員に関する基準 | |  |  |
|  |  | ※　「常勤」（用語の定義） |  |  |
|  |  | 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 |  | 平11老企25  第2の2(3) |
|  |  | ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 |  |  |
|  |  | 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。  例えば、一の事業者によって行われる訪問介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 |  |  |
|  |  | また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が「産前産後休業」、「母性健康管理措置」、「育児休業」、「介護休業」、「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことができます。 |  |  |
|  |  | ※　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義） |  | 平11老企25第2の2(4) |
|  |  | 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 |  |
|  |  | この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  |
|  |  | ※　「常勤換算方法」（用語の定義） |  | 平11老企25 第2の2(1) |
|  |  | 当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 |  |
|  |  | この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 |  |  |
|  |  | ただし、「母性健康管理措置」又は「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことが可能です。 |  |  |
| 1 | 訪問介護員等 | (1)　**事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上配置していますか。** | いる  いない | 条例第5条第1項 |
|  | （共生型訪問介護は第３の４のとおり） | ※　勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等についての勤務延時間数の算定は次のとおりとします。 |  |  |
|  | ①　前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。） |  |  |
|  |  | ②　当該訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所については、確実に稼働できる時間として勤務表に明記された時間数（実態と乖離したものでないこと。） |  |  |
|  |  | (2)**訪問介護員等は、次のいずれかに定める者を配置していますか。** | いる  いない | 法第8条第2項 |
|  |  | ①　介護福祉士 | 施行令第3条 |
|  |  | ②　看護師等（保健師、看護師、准看護師） |  | 施行規則  第22条の23 |
|  |  | ③　実務者研修修了者 |  |
|  |  | ④　介護職員初任者研修課程を修了した者 |  |  |
|  |  | ⑤　生活援助従事者研修を修了した者（生活援助中心型サービスのみに従事可能） |  |  |
|  |  | ※　介護職員の研修課程等の見直しに係る施行規則の一部改正の施行の際（平成25年４月１日）、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する１級課程及び２級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。 |  |  |
|  |  | また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。 |  |  |
| 2 | サービス提供責任者 | (1)**常勤の訪問介護員等であって、専ら訪問介護の職務に従事するもののうち、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としていますか。** | いる  いない | 条例第5条第2項 |
|  |  | ※　利用者について |  | 条例第5条第6項 |
|  |  | 当該事業者が法第115条の45第１項第１号イに規定する第１号訪問事業（介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の指定事業者の指定を併せて受け、かつ、これらが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該第１号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、訪問介護事業所の基準を満たしているとみなすことができます。 |  |
|  |  | ※　サービス提供責任者の具体的取扱い |  | 平11老企25  第3の一の1(2)① |
|  |  | ①　管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。 |  |
|  |  | ②　利用者の数については、前３月の平均値を用います。この場合、前３月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、３で除した数とします。 |  |  |
|  |  | なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定します。 |  |  |
|  |  | ③　通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算します。 |  |  |
|  |  | ※　利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされましたが、その具体的取扱いは次のとおりです。 |  | 平11老企25  第3の一の1(2)② |
|  |  | なお、非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所において定められている勤務時間が、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の２分の１以上に達している者でなければなりません。 |  |
|  |  | ①　利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができます。 |  |  |
|  |  | この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数（小数第１位に切り上げた数）以上とします。 |  |  |
|  |  | ②　①に基づき、常勤換算方法とする事業所については、次に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置してください。 |  |  |
|  |  | ア　利用者の数が40人を超え、200人以下の事業所 |  |  |
|  |  | 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から１を減じて得られる数以上。 |  |  |
|  |  | イ　利用者の数が200人を超える事業所 |  |  |
|  |  | 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数の３分の２（１の位に切り上げた数）以上。 |  |  |
|  |  | (2)**(1)ではなく、次の要件をすべて満たす事業所として、サービス提供責任者を利用者の数が50人又はその端数を増すごとに１人以上としていますか。** | いる  いない | 条例第5条第5項 |
|  |  | ①　常勤のサービス提供責任者を３人以上配置していること。 |  | 平11老企25  第3の一の1(2)③ |
|  |  | ②　サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置していること。 |  |
|  |  | ③　サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていること。 |  |
|  |  | ※　①の「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が１月あたり30時間以内であること。 |  |  |
|  |  | ※　②の「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものです。 |  |  |
|  |  | ・　訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 |  |  |
|  |  | ・　利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 |  |  |
|  |  | ・　利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。 |  |  |
|  |  | この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、(1)の規定に関わらず、別表２（※注）に示すサービス提供責任者数を配置するものとします。 |  | ※別表2｢平11老企25｣別表二 参照 |
|  |  | (3)**サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する専従の職員から選任していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ①　介護福祉士 |  |
|  |  | ②　看護師等（保健師、看護師、准看護師） |  |  |
|  |  | ③　実務者研修修了者 |  |  |
|  |  | ④　旧介護職員基礎研修課程を修了した者 |  |  |
|  |  | ⑤　訪問介護に関する旧１級課程を修了した者 |  |  |
|  |  | ※　なお、１級課程については、看護師等の資格を有する者の場合、全科目を免除することが可能とされていたことが要件となります。 |  | 平11老企25  第3の一の1(2)④ |
|  |  | ※　同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。この場合、それぞれの職務については、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者については、それぞれの事業所における常勤要件を満たします。 |  |  |
| 3 | 管理者 | **事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。** | いる  いない | 条例第6条 |
|  |  | ※　次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はありません。 | 平11老企25  第3の一の1(3) |
|  |  | ①　当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 |  |
|  |  | ②　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、 併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合 （施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。） |  |  |
| 4 | 共生型訪問介護の人員基準 | (1)**指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該事業所の利用者数とした場合に、当該事業所として必要とされる数以上配置していますか。** | いる  いない | 条例第41条の2(1)  平11老企25  第3の一の4(1)① |
|  |  | (2)**サービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40又はその端数を増すごとに１人以上としていますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の4(1)② |
|  |  | ※　共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ※　サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たします。 |  |  |
|  |  | (3)**事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の4(1)③ |
|  |  | ※　次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。なお、管理者は訪問介護員等である必要はありません。 |
|  |  | ①　当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 |  |
|  |  | ②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該 他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職 務に従事する場合 |  |  |
|  |  | ※　指定障害福祉サービス事業所　自主点検表【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】のそれぞれの項目により点検してください。 |  |  |
|  | 第４　設備に関する基準 | |  |  |
| 1 | 設備及び備品等 | (1)**事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。** | いる  いない | 条例第7条第1項 |
|  | （共生型訪問介護は第４の２のとおり） | ※　事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。 |  | 平11老企25  第3の一の2(1) |
|  |  | なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |  |  |
|  |  | (2)**事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の2(2) |
|  |  | (3)**訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の2(3) |
|  |  | ※　それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 |  |  |
| 2 | 共生型訪問介護の設備に関する基準 | **指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の4(2) |
|  | ※　指定障害福祉サービス事業所　自主点検表【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】により点検してください。 |  |  |
|  | 第５　運営に関する基準 | |  |  |
| 1 | 介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進について | **訪問介護の提供に際し、介護保険法第118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の3(1) |
|  | ※　この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいとされています。 |  |  |
| 2 | 内容及び手続の説明および同意 | **サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第8条第1項 |
|  |  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。 |  | 平11老企25  第3の一の3(2) |
|  |  | ①　運営規程の概要 |  |
|  |  | ②　訪問介護員等の勤務体制 |  |  |
|  |  | ③　事故発生時の対応 |  |  |
|  |  | ④　苦情処理の体制 |  |  |
|  |  | ⑤　提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機 関の名称、評価結果の開示状況)等 |  |  |
|  |  | ※　同意は、利用者及び訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |  |  |
|  |  | ※　当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ※　わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。 |  |  |
|  |  | また、職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記載した文書に記載する場合、条例で置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも可能です。 |  |  |
| 3 | 提供拒否の禁止 | **正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。** | いない  いる | 条例第9条 |
|  | ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 | 平11老企25  第3の一の3(3) |
|  |  | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 |  |  |
|  |  | ①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 |  |  |
|  |  | ②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 |  |  |
|  |  | ③　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  |  |
| 4 | サービス提供困難時の対応 | **通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。** | いる  いない | 条例第10条 |
| 5 | 受給資格等の確認 | (1)**サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。** | いる  いない | 条例第11条 |
|  |  | (2)**被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。** | いる  いない | 平成11老企25  第3の一の3(5)② |
| 6 | 要介護認定の申請に係る援助 | (1)**サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第12条第1項  平11老企25  第3の一の3(6)① |
|  |  | (2)**居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。** | いる  いない |  |
| 7 | 心身の状況等の把握 | **サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。** | いる  いない | 条例第13条 |
| 8 | 居宅介護支援事業者等との連携 | (1)**サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第14条第1項 |
|  |  | (2)**サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。** | いる  いない |  |
| 9 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | (1)**サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。** | いる  いない | 条例第15条  平11老企25  第3の一の3(7) |
|  |  | (2)**居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。** | いる  いない |  |
| 10 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | **居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。** | いる  いない | 条例第16条 |
| 11 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | **利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第17条 |
|  |  | ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 |  | 平11老企25  第3の一の3(8) |
|  |  | ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。 |  |  |
| 12 | 身分を証する書類の携行 | **訪問介護員等に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。** | いる  いない | 条例第18条 |
|  |  | ※　当該証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |  | 平11老企25  第3の一の3(9) |
| 13 | サービスの提供の記録 | (1)**サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。** | いる  いない | 条例第19条 |
|  |  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  | 平11老企25  第3の一の3(10)① |
|  |  | ※　記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 |  |  |
|  |  | ①　訪問介護の提供日 |  |  |
|  |  | ②　サービスの内容（例えば身体介護、生活援助、通院等乗降介助の別） |  |  |
|  |  | ③　保険給付の額 |  |  |
|  |  | ④　その他必要な事項 |  |  |
|  |  | (2)**サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の3(10)② |
|  |  | ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は５年間保管しなければなりません。 |  |  |
| 14 | 利用料等の受領 | (1)**法定代理受領サービスに該当する訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。** | いる  いない | 条例第20条第1項 |
|  |  | ※　法定代理受領サービスとして提供される訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割、２割又は３割（法の規定により保険給付の率が９割、８割又は７割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 |  | 平11老企25  第3の一の(11)① |
|  |  | (2)**法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。** | いる  いない | 条例第20条第2項 |
|  |  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。 |  | 平11老企25  第3の一3(11)② |
|  |  | なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ①　利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 |  |  |
|  |  | ②　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 |  |  |
|  |  | ③　会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。 |  |  |
|  |  | (3)**利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。** | いる  いない | 条例第20条第3項 |
|  |  | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (11)③ |
|  |  | (4)**(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第20条第4項  平11老企25  第3の一の3(11)④ |
|  |  | (5)**サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。** | いる  いない | 法第41条第8項 |
|  |  | (6)**(5)の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第41条第４項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。** | いる  いない | 施行規則第65条 |
|  |  | ※　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 |  |  |
|  |  | なお、生活援助中心型に係る訪問介護の利用は、医療費控除の対象とはなりません。 |  |  |
|  |  | ※　平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。 |  |  |
|  |  | 医療系サービスと併せて利用しない訪問介護（生活援助中心型を除く）又は生活援助中心型の訪問介護において、介護福祉士等による喀痰吸引等が行われた場合は、当該サービスの自己負担額（介護保険対象分）の10％が医療費控除の対象となります。 |  |  |
|  |  | この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額の10％）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 |  |  |
|  |  | 従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。 |  |  |
| 15 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | **法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。** | いる  いない | 条例第21条  平11老企25  第3の一の3(12) |
| 16 | 指定訪問介護の基本取扱方針 | (1)**指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。** | いる  いない | 条例第22条 |
|  |  | (2)**事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図ってください。 |  | 平11老企25  第3の一の3(13)  ① |
| 17 | 指定訪問介護の具体的取扱方針 | (1)**サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第23条(1) |
|  | (2)**サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。** | いる  いない | 条例第23条(2) |
|  |  | (3)　**指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。** | いない  いる | 条例第23条(3) |
|  |  | (4)　**身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。** | いる  いない | 条例第23条(4) |
|  |  | (5)**介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。** | いる  いない | 条例第23条(5) |
|  |  | ※　常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。 |  | 平11老企25  第3の一の3(13)② |
|  |  | (6)**常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。** | いる  いない | 条例第23条(6) |
|  |  | ※　指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。  また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。  なお、当該記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の一の3(13)③ |
| 18 | 訪問介護計画の作成 | (1)**サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成していますか。** | いる  いない | 条例第24条第1項 |
|  |  | ※　訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標等を明確にしてください。 |  | 平11老企25  第3の一の3(14)  ① |
|  |  | ※　訪問介護計画には、次の内容を明らかにしてください。 |  |  |
|  |  | ①　援助の方向性や目標 |  |  |
|  |  | ②　担当する訪問介護員等の氏名 |  |  |
|  |  | ③　サービスの具体的内容 |  |  |
|  |  | ④　所要時間 |  |  |
|  |  | ⑤　日程等 |  |  |
|  |  | (2)**訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。** | いる  いない | 条例第24条第2項 |
|  |  | ※　訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平11老企25  第3の一の3(14)② |
|  |  | (3)**サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第24条第3項 |
|  |  | ※　サービス提供責任者は、訪問介護の実施状況や評価についても利用者又はその家族に説明を行ってください。 |  | 平11老企25  第3の一の3(14)③ |
|  |  | (4)**サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付していますか。** | いる  いない | 条例第24条第4項  条例第41条第2項第1号 |
|  |  | ※　交付した訪問介護計画は、５年間保存しなければなりません。 |  |
|  |  | (5)**サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。** | いる  いない | 条例第24条第5項 |
|  |  | (6)**(1)～(4)の規定は、訪問介護計画の変更についても準用していますか。** | いる  いない | 条例第24条第6項 |
|  |  | (7)**サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っていますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の3(14)⑤ |
|  |  | (8)**指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の3(14)⑥ |
|  |  | ※　居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。 |  |  |
| 19 | 介護職員等による喀痰吸引等について | (1)　認定特定行為業務従事者について |  | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2､3 |
|  | ①**介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。** | いる  いない |
|  |  | ②**認定特定行為従事者は何人いますか。** | 人 | 同法施行規則  第26条の2､3 |
|  |  | (2)　登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について |  | 平成23年11月11日社援発1111第1号  厚生労働省社会・援護局長通知 |
|  |  | ①**認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。** | いる  いない |
|  |  | （介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。） |  |
|  |  | 【　業務開始年月日　 　　年　　月　　日　】 |  |
|  |  | ②**登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | 【登録している行為（該当するものに○をつける）】 |  |  |
|  |  | （たん吸引）　口腔内　・　鼻腔内　・　気管カニューレ内 |  |  |
|  |  | （経管栄養）　胃ろう又は腸ろう　・　経鼻経管栄養 |  |  |
|  |  | (3)　たん吸引等の業務の実施状況について |  |  |
|  |  | ①**介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ②**対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ③**対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ④**実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑤**たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑥**たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。** | いる  いない |  |
| 20 | 同居家族に対するサービス提供の禁止 | **訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせていませんか。** | いない  いる | 条例第25条 |
| 21 | 利用者に関する市町村への通知 | **利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。** | いる  いない | 条例第26条  平11老企25  第3の一の3(15) |
|  | ①　正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき |  |  |
|  |  | ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき |  |  |
| 22 | 緊急時等の対応 | **訪問介護員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第27条  平11老企25  第3の一の3(16) |
| 23 | 管理者及びサービス提供責任者の責務 | (1)**管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。** | いる  いない | 条例第28条 |
|  | (2)**管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (3)**サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成のほか、次に掲げる業務を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ①　指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること |  |  |
|  |  | ②　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること |  |  |
|  |  | ③　居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと |  |  |
|  |  | ④　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること |  |  |
|  |  | ⑤　訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること |  |  |
|  |  | ⑥　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること |  |  |
|  |  | ⑦　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること |  |  |
|  |  | ⑧　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること |  |  |
|  |  | ⑨　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること |  |  |
|  |  | ※　サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、指定訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の一の3(17) |
|  |  | ※　複数のサービス提供責任者を配置する事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも１人のサービス提供責任者が当該業務のすべてを行う必要はありません。 |  |  |
|  |  | ※　サービス提供責任者は居宅介護支援事業者等に対して、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報提供を行いますが、当該情報提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えありません。 |  |  |
|  |  | 必要な情報の内容は、例えば |  |  |
|  |  | ・　薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している。 |  |  |
|  |  | ・　薬の服用を拒絶している。 |  |  |
|  |  | ・　使い切らないうちに新たに薬が処方されている。 |  |  |
|  |  | ・　口臭や口腔内出血がある。 |  |  |
|  |  | ・　体重の増減が推測される見た目の変化がある。 |  |  |
|  |  | ・　食事量や食事回数に変化がある。 |  |  |
|  |  | ・　下痢や便秘が続いている。 |  |  |
|  |  | ・　皮膚が乾燥または湿疹等がある。 |  |  |
|  |  | ・　リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない。 |  |  |
|  |  | 上記のような利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられますが、居宅介護支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとします。  なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護支援事業者等と調整しておくことが望ましいです。 |  |  |
|  |  | ※　平成30年度以降、生活援助中心型のみに従事することができる生活援助従事者研修終了者が従事するようになることから、当該研修修了者を含む訪問介護員等であって、指定訪問介護に従事したことがない者については、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなどOJTを通じて支援を行ってください。また、緊急時の対応等についてもあらかじめ当該訪問介護員等に指導しておく必要があります。 |  | 平11老企25  第3の一の3(18) |
|  |  | さらに、生活援助従事者研修修了者である訪問介護員等が所属している事業所のサービス提供責任者は、当該訪問介護員等が生活援助中心型しか提供できないことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、適切な業務管理を行ってください。具体的には、生活援助中心型のみ利用している利用者に対する指定訪問介護に従事させることなどが考えられます。 |  |  |
| 24 | 運営規程 | **次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下｢運営規程｣という。）を定めていますか。** | いる  いない | 条例第29条 |
|  |  | ①　事業の目的及び運営の方針 |  |  |
|  |  | ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 |  |  |
|  |  | ③　営業日及び営業時間 |  |  |
|  |  | ④　指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 |  |  |
|  |  | ⑤　通常の事業の実施地域 |  |  |
|  |  | ⑥　緊急時等における対応方法 |  |  |
|  |  | ⑦　虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |
|  |  | ⑧　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  |  | ※　②の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、規程を定めるに当たっては、居宅基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも可能です。 |  | 平11老企25  第3の一の3(19)① |
|  |  | ※　④の「指定訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものです。 |  | 平11老企25  第3の一の3( (19)② |
|  |  | ※　④の「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る利用料（１割、２割負担又は３割負担）及び法定代理受領サービスでない指定訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 |  | 平11老企25  第3の一の3(19)③ |
|  |  | ※　⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定訪問介護が行われることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企25  第3の一の3(19)④ |
|  |  | ※　⑦の「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容を定めてください。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (19)⑤ |
|  |  | ※　同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。 |  |  |
| 25 | 介護等の総合的な提供 | **指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏っていませんか。** | いない  いる | 条例第30条 |
|  |  | ※　「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当します。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (20) |
|  |  | ※　通院等のための乗車又は降車の介助を行う訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければなりません。 |  |
| 26 | 勤務体制の確保等 | (1)**利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めていますか。** | いる  いない | 条例第31条第1項 |
|  |  | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしてください。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (21)① |
|  |  | (2)**当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。** | いる  いない | 条例第31条第2項 |
|  |  | ※　当該事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指します。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (21)② |
|  |  | なお、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。 |  |  |
|  |  | (3)**訪問介護員等の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。** | いる  いない | 条例第31条第3項 |
|  |  | ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (21)③ |
|  |  | (4)　**職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第31条第4項 |
|  |  | ※　なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (21)④  雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保  等に関する法律  労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律  事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針  事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針 |
|  |  | ※　ハラスメント防止のために講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組は、以下のとおりです。 |  |
|  |  | ①　講ずべき措置の具体的内容 |  |
|  |  | ア　方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） |  |
|  |  | イ　相談・苦情に応じるための体制を整備すること（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。） |  |
|  |  | ②　事業主が講じることが望ましい取組 |  |
|  |  | ア　相談・苦情に対応するために必要な体制の整備 |  |
|  |  | イ　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルスの不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） |  |
|  |  | ウ　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） |  |
|  |  | ※　措置を行う際には「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にしてください。以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。 |  |
|  |  | （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  |  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、これらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進してください。 |  |  |
| 27 | 業務継続計画の策定等 | (1)　**感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第31条の2第1項 |
|  |  | ※　利用者がサービス利用を継続する上で、関係機関との連携等に努めることが重要です。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  | 平11老企25  第3の一の3(22)① |
|  |  | ※　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 |  |  |
|  |  | (2)**業務継続計画には、以下の項目等が記載されていますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の3（22)② |
|  |  | ※　感染症に係る業務継続計画 |
|  |  | ①　平時からの備え |  |
|  |  | ア　体制構築・整備 |  |  |
|  |  | イ　感染症防止に向けた取組の実施 |  |  |
|  |  | ウ　備蓄品の確保等 |  |  |
|  |  | ②　初動対応 |  |  |
|  |  | ③　感染拡大防止体制の確立 |  |  |
|  |  | ア　保健所との連携 |  |  |
|  |  | イ　濃厚接触者への対応 |  |  |
|  |  | ウ　関係者との情報共有等 |  |  |
|  |  | ※　災害に係る業務継続計画 |  |  |
|  |  | ①　平常時の対応 |  |  |
|  |  | ア　建物・設備の安全対策 |  |  |
|  |  | イ　電気・水道等のライフラインが停止の場合の対策 |  |  |
|  |  | ウ　必要品の備蓄等 |  |  |
|  |  | ②　緊急時の対応 |  |  |
|  |  | ア　業務継続計画発動基準対応体制等 |  |  |
|  |  | ③　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  |  | ※　想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には 、一体的に策定することとして差し支えありません。 |  |  |
|  |  | (3)**従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。** | いる  いない | 条例第31条の2第2項 |
|  |  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することもできます。 |  | 平11老企25  第三の一の３(22)③ |
|  |  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものです。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。  　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平11老企25  第三の一の３(22)④ |
|  |  | (4)**定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。** | いる  いない | 条例第31条の2第3項 |
| 28 | 衛生管理等 | (1)**訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。** | いる  いない | 条例第32条第1項 |
|  |  | (2)**事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。** | いる  いない | 条例第32条第2項 |
|  |  | (3)**訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の3 (23)① |
|  |  | (4)**感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する感染対策委員会をおおむね６月に１回以上（定期的に。感染症が流行する時期については随時）開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない | 条例第32条第3項(1)  平11老企25  第3の一の3 (23)②イ |
|  |  | ※　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | 感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。なお、同一事業所内での複数担当 (※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任することが必要です。  (※) 　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者  感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 |  |  |
|  |  | また、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営したり他のサービス事業者との連携等により合同で行うこともできます。 |  |  |
|  |  | なお、居宅介護支援事業所の従業者が１名である場合は、(5)の指針を整備することで、委員会を開催しないことが可能ですが、この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいとされています。 |  |  |
|  |  | (5)**感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。** | いる  いない | 条例第32条第3項(2)  平11老企25  第3の一の3 (23)②ロ |
|  |  | ※　指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 |  |
|  | 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。  　また、発生時における事業所内の連絡体制や上記関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 |  |
|  |  | ※　それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  | 介護現場における感染対策の手引き |
|  |  | (6)**従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。** | いる  いない | 条例第32条第3(3)  平11老企25  第3の一の3 (23)②ハ |
|  |  | ※　研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも構いません、当該事業所の実態に応じ行ってください。 |  |
|  |  | また、訓練においては、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。また、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切とされています。 |  |  |
| 29 | 掲示 | (1)**事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。** | いる  いない | 条例第33条第1項 |
|  |  | ※　事業者は、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示してください。その際に以下に掲げる点に留意してください。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (24)① |
|  |  | ①　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 |  |  |
|  |  | ②　訪問介護員等の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 |  |  |
|  |  | (2)　**重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代替していますか。** | いる  いない | 条例第33条第2項  平11老企25  第3の一の3 (24)② |
|  | (※令和７年４月１日開始) | (3)　**事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。** | いる  いない | 条例第33条第3項 |
|  |  | ※　ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (24)① |
|  |  | ※　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44各号に掲げる基準に該当する事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。  なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、(1)の規定による掲示は行う必要がありますが、これを(2)や「41 電磁的記録等」の規定に基づく措置に代えることができます。 |  |  |
| 30 | 秘密保持等 | (1)**従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう対策を講じていますか。** | いる  いない | 条例第34条第1項 |
|  |  | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |  |  |
|  |  | (2)**従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第34条第2項 |
|  |  | ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (25)② |
|  |  | (3)　**サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。** | いる  いない | 条例第34条第3項 |
|  |  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (25)③ |
|  |  | (4)**「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。** | いる  いない | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)  医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平29.4.14厚生労働省） |
|  |  | ※　個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 |  |
|  |  | ※　「個人情報の保護に関する法律」の概要 |  |
|  |  | ①　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと |  |
|  |  | ②　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること |  |
|  |  | ③　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること |  |
|  |  | ④　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと |  |  |
|  |  | ⑤　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと |  |  |
|  |  | ⑥　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること |  |  |
|  |  | ※　「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より |  |  |
|  |  | 本ガイダンスでは、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月２日閣議決定。）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要があります。 |  |  |
| 31 | 広告 | **事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。** | いない いる | 条例第35条 |
| 32 | 不当な働きかけの禁止 | **居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っていませんか。** | いない  いる | 条例第35条の2 |
|  |  | ※　居宅介護支援事業者に対する利益供与に当たらない場合であっても、事業者が居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員又は被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはなりません。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (26) |
|  |  | 具体的には、例えば、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置付けるよう働きかけるような場合が該当します。 |  |  |
| 33 | 居宅介護支援業者に対する利益供与の禁止 | **居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。** | いない  いる | 条例第36条  平11老企25  第三の一の３  第3の一の3 (27) |
| 34 | 苦情処理 | (1)**サ－ビスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第37条第1項 |
|  |  | ※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 |  | 平11老企25  第3の一の3 (28)① |
|  |  | ①　苦情を受け付けるための窓口を設置する |  |
|  |  | ②　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする |  |
|  |  | ③　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する |  |  |
|  |  | ④　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する |  |  |
|  |  | ⑤　「29　掲示」（1）（3）に準じてウェブサイトに掲載する |  |  |
|  |  | (2)**苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。** | いる  いない | 条例第37条第2項 |
|  |  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |  | 条例第37条第3項 |
|  |  | ※　苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第41条第2項第4号 |
|  |  | (3)**市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | いる  いない | 条例第37条第３項第3項 |
|  |  | (4)**市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。** | いる  いない | 条例第37条第4項 |
|  |  | (5)**利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | いる  いない | 条例第37条第5項 |
|  |  | (6)**国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。** | いる  いない | 条例第37条第6項 |
| 35 | 地域との連携等 | (1)**利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第38条第1項 |
|  |  | ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |  | 平11老企25第  第3の一の3 (29)① |
|  |  | (2)**事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第38条第2項 |
|  |  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が居住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければなりません。 |  | 平11老企25第  第3の一の3 (29)② |
| 36 | 事故発生時の対応 | (1)**利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第39条  平11老企25  第3の一の3 (30)①  介護サービス事業者のための危機管理マニュアル作成指針(H30.4市介護保険課) |
|  |  | ※　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 |  |  |
|  |  | (2)**(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。** | いる  いない | 条例第39条第2項 |
|  |  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  |  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第41条第2項(5) |
|  |  | (3)**利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。** | いる  いない | 平11老企25第三の一の３(30)②  条例第39条第3項 |
|  |  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 平11老企25  第3の一の3(30)② |
|  |  | (4)**事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。** | いる  いない | 平11老企25  第3の一の3(30)③ |
| 37 | 虐待の防止 | (1)**虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、①から④までの措置をとっていますか。** | いる  いない | 条例第39条の2  第1項 |
|  |  | ※　利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から措置を講じてください。 |  |  |
|  |  | ・虐待の未然防止  　　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 |  |  |
|  |  | ・虐待等の早期発見  　　従業者は、虐待等又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 |  |  |
|  |  | ・虐待等への迅速かつ適切な対応  　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 |  |  |
|  |  | ①　**虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない | 条例第39条の2第1項(1) |
|  |  | ※　委員会は管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的な開催を必要とします。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされています。 |  | 平11老企25 第3の一の3(31)① |
|  |  | ※　虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限りません。個別の状況に応じて慎重に対応してください。 |  |  |
|  |  | ※　虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 条例第39条の2第2項  平11老企25 第3の一の3(31)① |
|  |  | また、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営したり他のサービス事業者との連携等により合同で行うこともできます。 |  |  |
|  |  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 |  |  |
|  |  | ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること |  |
|  |  | イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること |  |
|  |  | ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること |  |  |
|  |  | エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること |  |  |
|  |  | オ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること |  |  |
|  |  | カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること |  |  |
|  |  | キ　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  |  | ②**虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための「虐待の防止のための指針」を整備していますか。** | いる  いない | 条例第39条の2第1項(2) |
|  |  | ※　「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 |  | 平11老企25  第3の一の3(31)② |
|  |  | ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 |  |  |
|  |  | イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |  |  |
|  |  | ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 |  |  |
|  |  | エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |  |  |
|  |  | オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 |  |  |
|  |  | カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 |  |  |
|  |  | キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 |  |  |
|  |  | ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |  |  |
|  |  | ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  |  |
|  |  | ③**虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発とともに虐待の防止の徹底を行うため「虐待の防止のための従業者に対する研修」を行っていますか。** | いる  いない | 条例第39条の2  第1項(3) |
|  |  | ※　指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施してください。また、研修の実施内容については記録が必要となります。研修の実施は、事業所内での研修で構いません。 |  | 平11老企25 第3の一の3(31)③ |
|  |  | ④**事業所における虐待を防止するための体制として、設問37虐待の防止の①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置いていますか。** | いる  いない | 条例第39条の2  第1項(4) |
|  |  | ※　当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいとされます。なお 、同一事業所内での複数担当 (※)の兼務や他の事業所・施設等との担当 (※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 |  | 平11老企25  第3の一の3(31)④ |
|  |  | (2)**事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。** | いる  いない | 市虐待防止条例第6条第2項  高齢者虐待防止法第2条 |
|  |  | （高齢者虐待に該当する行為） |  |
|  |  | ①　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 |  |
|  |  | ②　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 |  |
|  |  | ③　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |  |  |
|  |  | ④　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 |  |  |
|  |  | ⑤　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 |  |  |
|  |  | (3)**高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。** | いる  いない | 市虐待防止条例第6条第1項  市虐待防止条例第8条  高齢者虐待防止法第21条 |
|  |  | (4)**高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市に通報していますか。** | いる  いない |
| 38 | 会計の区分 | **事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。** | いる  いない | 条例第40条 |
|  |  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 |  | 平11老企25  第3の一の(32) |
|  |  | ①　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年３月10日老計第８号） |  |
|  |  | ②　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年３月28日 老振発第18号） |  |  |
|  |  | ③　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」 （平成24年３月29日老高発第0329第１号） |  |  |
| 39 | 記録の整備 | (1)**従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。** | いる  いない | 条例第41条第1項 |
|  |  | (2)**利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。** | いる  いない | 条例第41条第2項 |
|  |  | ①　訪問介護計画 |  |  |
|  |  | ②　条例第19条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  |  |
|  |  | ③　条例第23条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  |  |
|  |  | ④　条例第26条の規定による市町村への通知に係る記録 |  |  |
|  |  | ⑤　条例第37条第２項の規定による苦情の内容等の記録 |  |  |
|  |  | ⑥　条例第39条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  |  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。 |  | 平11老企25  第3の一の(33) |
| 40 | 共生型訪問介護の運営に関する基準 | **共生型訪問介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。** | いる  いない | 条例第41条の  2(2) |
| 41 | 電磁的記録等 | (1)**作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、次に掲げる書面に係る電磁的記録により行っていますか。** | いる  いない  該当なし | 条例第259条第1項  平11老企25第5の1 |
|  |  | ①　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法により行います。 |  |  |
|  |  | ア　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法により行います。 |  |  |
|  |  | ㈠　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  |  | ㈡　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  |  | イ　被保険者証に関するもの及び条例第259条に規定するもの以外において電磁的記録により行うことができるとされているものは、上記①及び②に準じた方法により行います。 |  |  |
|  |  | ※　電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | (2)**交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、次に掲げる電磁的方法により行っていますか。** | いる  いない  該当なし | 条例第259条第2項 |
|  |  | ①　電磁的方法による交付は、次の規定に準じた方法により行います。 |  | 平11老企25第5の1 |
|  |  | ア　電子情報処理組織を使用する方法のうち㈠又は㈡に掲げるもの |  |  |
|  |  | ㈠　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 |  |  |
|  |  | ㈡　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を、電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） |  |  |
|  |  | イ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  |  | ※　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければなりません。 |  |  |
|  |  | ※　「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 |  |  |
|  |  | ウ　事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 |  |  |
|  |  | ㈠　①ア及びイの方法のうち事業者が使用するもの |  |  |
|  |  | ㈡　ファイルへの記録の方式 |  |  |
|  |  | エ　前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 |  |  |
|  |  | ②　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。  　（なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。） |  |  |
|  |  | ③　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。  　（なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。） |  |  |
|  |  | ④　その他、条例第259条において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法により行います。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 |  |  |
|  |  | ⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | 第６　変更の届出 | |  |  |
| 1 | 変更の届出等 | **事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。** | いる  いない | 法第75条第1項 |
|  |  | ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 |  |  |
|  |  | ①　事業所の名称及び所在地 |  |  |
|  |  | ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 |  |  |
|  |  | ③　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定訪問介護事業に関するものに限る。） |  |  |
|  |  | ④　事業所の平面図 |  |  |
|  |  | ⑤　管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 |  |  |
|  |  | ⑥　運営規程 |  |  |
|  |  | ※　事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までにその旨を市長に届け出てください。 |  |  |
|  | 第7　介護給付費の算定及び取扱い | |  |  |
|  |  | ※　訪問介護の区分 |  |  |
|  |  | 訪問介護の区分については、身体介護が中心である場合（身体介護中心型）、生活援助が中心である場合（生活援助中心型）の２区分とされましたが、これらの型の適用に当たっては、１回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在するような場合について、全体としていずれかの型の単位数を算定するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定します。 |  | 平12老企36第二の2(2) |
|  |  | この場合、身体介護のサービス行為の一連の流れを細かく区分しないよう留意してください。例えば、「食事介助」のサービス行為の一連の流れに配下膳が含まれている場合に、当該配下膳の行為だけをもってして「生活援助」の１つの単独行為として取り扱いません。 |  |  |
|  |  | いずれの型の単位数を算定するかを判断する際は、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容からみて、身体介護を構成する個々の行為を、以下のとおり大きく分類してください。 |  |  |
|  |  | ①　比較的手間のかからない体位交換、移動介助、起床介助（寝床から起こす介助）、就寝介助（寝床に寝かす介助）等の「動作介護」 |  |  |
|  |  | ②　ある程度手間のかかる排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介護」 |  |  |
|  |  | ③　さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」 |  |  |
|  |  | その上で、次の考え方を基本に、訪問介護事業者は、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意するとともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定するものです。 |  |  |
|  |  | ア　身体介護中心型の所定単位数が算定される場合 |  |  |
|  |  | ㈠　専ら身体介護を行う場合 |  |  |
|  |  | ㈡　主として「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合 |  |  |
|  |  | (例)　簡単な調理の後（５分程度）、食事介助を行う（50分程度）場合（所要時間30分以上１時間未満の身体介護中心型） |  |  |
|  |  | イ　生活援助中心型の所定単位数が算定される場合 |  |  |
|  |  | ㈠　専ら生活援助を行う場合 |  |  |
|  |  | ㈡ 生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合 |  |  |
|  |  | (例)　利用者の居室から居間までの移動介助を行った後（５分程度）、居室の掃除（35分程度）を行う場合（所要時間20分以上45分未満の生活援助中心型） |  |  |
|  |  | なお、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できません。 |  |  |
| 1 | 身体介護 | **利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助で、１人の利用者に対して訪問介護員等が１対１で行う指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告19  別表1の注2 |
|  |  | ※　具体例としては、例えば、「食事介助」の場合には、食事摂取のための介助のみならず、そのための一連の行為（例：声かけ・説明→訪問介護員等自身の手洗等→利用者の手拭き、エプロンがけ等の準備→食事姿勢の確保→配膳→おかずをきざむ、つぶす等→摂食介助→食後安楽な姿勢に戻す→気分の確認→食べこぼしの処理→エプロン・タオルなどの後始末・下膳など）が該当するものであり、具体的な運用に当たっては、利用者の自立支援に資する観点からサービスの実態を踏まえた取扱いとしてください。 |  | 平12老企36  第二の2(1) |
|  |  | （具体的な取扱いは、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年３月17日老計第10号）を参照してください。） |  |  |
|  |  | ※　「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助」とは、利用者の日常生活動作能力などの向上のために利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助けや介助に合わせて行う専門的な相談助言をいいます。 |  | 平12老企36  第二の2(1) |
|  |  | ※　社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所が、訪問介護として行うたんの吸引等に係る報酬上の区分については「身体介護」として取扱います。 |  |  |
|  |  | ※　特別な事情により、複数の利用者に対して行う場合は、１回の身体介護の所要時間を１回の利用者の人数で除した結果の利用者１人当たりの所要時間を満たすことが必要です。 |  |  |
| 2 | 生活援助 | **単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる居宅要介護者に対して行われるもの）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告19  別表1の注3 |
|  |  | ※　「生活援助」とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされましたが、次のような行為は生活援助の内容に含まれないので留意してください。 |  | 平12老企36  第二の2(1) |
|  |  | 一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例 |  |  |
|  |  | ①　商品の販売や農作業等生業の援助的な行為 |  | ｢指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について｣(平12老振76別紙) |
|  |  | ②　「直接本人の援助」に該当しない行為 |  |
|  |  | ア　主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当と判断される行為 |  |
|  |  | ・　利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い 物、布団干し |  |
|  |  | ・　主として利用者が使用する居室等以外の掃除 |  |  |
|  |  | ・　来客の応接（お茶、食事の手配等） |  |  |
|  |  | ・　自家用車の洗車・清掃　等 |  |  |
|  |  | ③　「日常生活の援助」に該当しない行為 |  |  |
|  |  | ア　訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為 |  |  |
|  |  | ・　草むしり |  |  |
|  |  | ・　花木の水やり |  |  |
|  |  | ・　犬の散歩等ペットの世話　等 |  |  |
|  |  | イ　日常的に行われる家事の範囲を超える行為 |  |  |
|  |  | ・　家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え |  |  |
|  |  | ・　大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ |  |  |
|  |  | ・　室内外家屋の修理、ペンキ塗り |  |  |
|  |  | ・　植木の剪定等の園芸 |  |  |
|  |  | ・　正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等 |  |  |
| 3 | 生活援助中心型の単位を算定する場合 | **「生活援助中心型」の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針が明確に記載されている場合に算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12老企36  第二の2(6) |
|  |  | ※　「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされましたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合も含みます。 |  |  |
| 4 | 身体介護と生活援助の混在 | **身体介護と生活援助が混在する場合、身体介護に生活援助を加算する方式で算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注7 |
|  | ※　１回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分して、それに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとします。 |  | 平12老企36  第二の2(3) |
|  |  | ※　身体介護中心型の単位数に生活援助が20分以上で65単位、45分以上で130単位、70分以上で195単位を加算する方式となりますが、１回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判断するため、実際のサービス提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもかまいません。 |  |  |
|  |  | （例）　寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合 |  |  |
|  |  | （具体的な取扱い） |  |  |
|  |  | 「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に次のいずれかの組み合わせを算定 |  |  |
|  |  | ①　身体介護中心型20分以上30分未満（244単位）  　　　＋生活援助加算45分（130単位） |  |  |
|  |  | ②　身体介護中心型30分以上１時間未満（387単位）  　　　＋生活援助加算20分（65単位） |  |  |
|  |  | ※　20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、引き続き行われる生活援助の単位数の加算を行うことはできません（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）。 |  |  |
| 5 | 訪問介護の所要時間 | (1)**訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間を所要時間として、所定単位数を算定していますか。** | いる  いない 該当なし | 平12厚告19  別表1の注1  平12老企36  第二の2(4)① |
|  |  | (2)**所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定すべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮していますか。** | いる  いない | 平12老企36  第二の2(4)② |
|  |  | (3)**訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が(1)により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間になっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせていますか。** | いる  いない | 平12老企36  第二の2(4)③ |
|  |  | ※　具体的には、介護報酬の算定に当たっての時間区分を下回る状態（例えば、身体介護中心型において、標準的な時間は45分、実績は20分の場合）が1ヵ月以上継続する等、常態化している場合等が該当します。 |  |  |
|  |  | (4)**前回提供した訪問介護からおおむね２時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算して算定していますか。（緊急時訪問介護加算を算定する場合、又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除きます。）** | いる  いない | 平12老企36  第二の2(4)④ |
|  |  | ※　訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に１回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではありません。 |  |  |
|  |  | ※　以下の(8)については、上記の規定に関わらず、20分未満の身体介護中心型について、前回提供した訪問介護から２時間未満の間隔で提供することが可能であり、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定するものとします。 |  |  |
|  |  | (5)**所要時間が訪問介護費の算定要件を満たさない場合であっても、複数回にわたる訪問介護を一連のサービス行為とみなすことが可能な場合に限り、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して１回の訪問介護として算定していますか。** | いる  いない | 平12老企36  第二の2(4)⑤ |
|  |  | ※　例えば、午前に訪問介護員等が診察券を窓口に提出し（所要時間20分未満）、昼に通院介助を行い、午後に薬を受け取りに行く（所要時間20分未満）とした場合には、それぞれの所要時間は20分未満であるため、それぞれを生活援助（所要時間20分以上45分未満）として算定できませんが、一連のサービス行為（通院介助）とみなして所要時間を合計し、１回の訪問介護（身体介護中心型に引き続き生活援助を行う場合）として算定できます。 |  | 平12老企36  第二の2(4)⑤ |
|  |  | (6)**訪問介護計画に位置付けられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費を算定していませんか。** | いない  いる | 平12老企36  第二の2(4)⑥ |
|  |  | (7)**１人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、１回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所要単位を算定していますか。** | いる  いない | 平12老企36  第二の2(4)⑦ |
|  |  | ※　訪問介護員等ごとに複数回の訪問介護として算定することはできません。 |  |  |
|  |  | (8)**次の①から⑤のいずれにも該当する場合に、頻回の訪問介護（前回提供した訪問介護からおおむね２時間の間隔を空けずにサービスを提供するもの）を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告19  別表1の注2  平12老企36  第二の2(5) |
|  |  | ①　利用者が次のいずれかに該当すること。 |  |
|  |  | ア　要介護１又は要介護２の利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの |  |  |
|  |  | ※　「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指します。 |  |  |
|  |  | イ　要介護３、要介護４及び要介護５の利用者であって、「「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について」（平成３年11月18日老健102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）におけるランクＢ以上に該当するもの |  |  |
|  |  | ※　当該自立度の取扱いについては、「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成５年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）の取扱いに準じます。 |  |  |
|  |  | ②　①の要件を満たす利用者を担当する介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、１週間のうち５日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護の提供が必要と判断されたものに対して提供される訪問介護であること。 |  | 平12老企36  第二の2(5) |
|  |  | ※　この場合、当該サービス担当者会議については、当該訪問介護の提供日の属する月の前３月の間に１度以上開催され、かつ、サービス提供責任者が参加していなければなりません。 |  |  |
|  |  | なお、１週間のうち５日以上の日の計算に当たっては、日中の時間帯のサービスのみに限らず、夜間、深夜及び早朝の時間帯のサービスも含めて差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ③　24時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる体制にあること。 |  |  |
|  |  | ※　利用者又はその家族等からの連絡に対応する職員は、営業時間中においては当該事業所の職員が１以上配置されていなければなりませんが、当該職員が利用者からの連絡に対応できる体制を確保している場合は、利用者に訪問介護を提供することも差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ※　営業時間以外の時間帯については、併設する事業所等の職員又は自宅待機中の当該訪問介護事業所の職員であって差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ④　次のいずれかに該当すること |  |  |
|  |  | ア　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営していること |  |  |
|  |  | イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受ける計画を策定していること。 |  |  |
|  |  | ※　要介護１又は要介護２の利用者に対して提供する場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営しているものに限ります。 |  |  |
|  |  | ⑤　③及び④の事項については届出を行い、日中における20分未満の身体介護中心型の算定を開始する始期については、平12老企第36第１の１の⑸の取扱いに準じること。 |  |  |
|  |  | ※　20分未満の身体介護中心型については、下限となる所要時間を定めてはいませんが、本時間区分により提供されるサービスについては、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護を想定しており、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できません。 |  | 平12老企36  第二の2(5)② |
|  |  | ※　いずれの時間帯においても20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、引き続き生活援助を行うことは認められない（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除きます。）ことに留意してください。 |  |  |
|  |  | ※　(8)により、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護中心型の単位を算定した月における当該利用者に係る１月当たりの訪問介護費は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ（１）（訪問看護を行わない場合）のうち当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として算定できるものです。 |  | 平12厚告19  別表1の注2  平12老企36  第二の2(5)③ |
|  |  | ※　頻回の訪問の要件を満たす事業所の利用者であっても、当該月において頻回の訪問を含まない場合は、当該算定上限を適用しません。 |  |  |
|  |  | ※　頻回の訪問として提供する20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合は、当該サービス提供が「頻回の訪問」にあたるものであることについて、居宅サービス計画において、明確に位置付けられていることを要します。 |  |  |
| 6 | 通院等乗降介助 | **利用者の通院等のため、訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助（以下「通院等乗降介助」という。）を行った場合に1回につき所定単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注4 |
|  |  | ※　「通院等乗降介助」を行う場合には、「身体介護中心型」の所定単位数は算定することはできません。算定に当たっては、道路運送法等他の法令等に抵触しないよう留意してください。 |  | 平12老企36  第二の2(7)① |
|  |  | ※　片道ごとの算定となります。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできません。 |  | 平12老企36  第二の2(7)② |
|  |  | ※　複数の要介護者に「通院等乗降介助」を行った場合は、乗降時に１人の利用者に対して１対１で介助を行う場合に限りそれぞれ算定できます。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化してください。 |  | 平12老企36  第二の2(7)③ |
|  |  | ※　利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものです。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれます。 |  | 平12老企36  第二の2(7)④ |
|  |  | ※　サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要します。 |  | 平12老企36  第二の2(7)⑤ |
|  |  | 例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となりますが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象となりません。 |  |  |
|  |  | また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象となりません。 |  |  |
|  |  | ※　「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「身体介護中心型」として算定できません。 |  | 平12老企36  第二の2(7)⑥ |
|  |  | 例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる居室内での「声かけ・説明」・「目的地（病院等）に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「身体介護中心型」として算定できません。 |  |  |
|  |  | なお、１人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、１回の「通院等乗降介助」として算定し、訪問介護員等ごとに細かく区分して算定できません。 |  |  |
|  |  | ※　「通院等乗降介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の１つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、以下の点を明確に記載する必要があります。 |  | 平12老企36  第二の2(7)⑦ |
|  |  | ①　通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由 |  |  |
|  |  | ②　利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した者 |  |  |
|  |  | ③　総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること |  |  |
|  |  | ※　目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、目的地（病院等）間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定することができます。なお、この場合、通所サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算（以下の具体的取な取扱いにおいて「送迎減算」という。）が適用となり、短期入所サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できません。 |  | 平12老企36  第二の2(7)⑧ |
|  |  | 〔具体的な取扱いについて〕 |  |  |
|  |  | 居宅が始点又は終点であること及び同一の訪問介護事業所の通院等乗降介助を利用することを条件に算定します。 |  |  |
|  |  | 具体例は以下のとおりです。 |  |  |
|  |  | ①　利用者が通所介護の終了後、通院等乗降介助を利用して病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 |  |  |
|  |  | …　通所介護事業所と病院の間の移送及び病院と居宅の間移送の２回について通院等乗降介助を算定できます。 |  |  |
|  |  | 【居宅】  　↓  【通所介護事業所】※帰りの送迎を行わないため送迎減算を適用  　↓通院等乗降介助（１回目）  【病院】  　↓通院等乗降介助（２回目）  【居宅】 |  |  |
|  |  | ②　利用者が通院等乗降介助を利用して居宅から病院へ行きその後再び通院等乗降介助を利用して通所介護事業所へ行く場合 |  |  |
|  |  | …　居宅と病院の間の移送及び病院と通所介護事業所の間の移送の２回について、通院等乗降介助を算定できます。 |  |  |
|  |  | 【居宅】  　↓通院等乗降介助（１回目）  【病院】  　↓通院等乗降介助（２回目）  【通所介護事業所】※行きの送迎を行わないため送迎減算を適用  　↓  【居宅】 |  |  |
|  |  | ③　利用者が居宅から通院等乗降介助を利用して複数（２か所）の病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 |  |  |
|  |  | …　居宅と病院の間の移送、病院と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の３回について、通院等乗降介助を算定できます。 |  |  |
|  |  | 【居宅】  　↓通院等乗降介助（１回目）  【病院】  　↓通院等乗降介助（２回目）  【病院】  　↓通院等乗降介助（３回目）  【居宅】 |  |  |
|  |  | ※「通所等乗降介助」と｢身体介護中心型｣の区分 |  |  |
|  |  | 要介護４又は要介護５の利用者に対して、通院等乗降介助の前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できます（運転時間は算定できません）。 |  | 平12老企36  第二の2(8) |
|  |  | ※ この場合には、「通院等乗降介助」は算定できません。 |  |  |
|  |  | (例)　（乗車の介助の前に連続して）寝たきりの利用者の更衣介　助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合 |  |  |
|  |  | ※　「通所等乗降介助」と通所サービス・短期入所サービスの｢送迎｣の区分 |  | 平12老企36  第二の2(9) |
|  |  | 通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合は、当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができないなど特別の事情がない限り、短期入所サービスの送迎加算を算定することとし（通所サービスは基本単位に包括）、「通院等乗降介助」は算定できません。 |  |
| 7 | 高齢者虐待防止措置未実施減算 | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注5 |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  |  |
|  |  | ①　当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 |  | 平27厚労告95  第二号 |
|  |  | ②　当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |  |  |
|  |  | ③　当該指定訪問介護事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 |  |  |
|  |  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  |  |
|  |  | ※　事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の２（指定居宅サービス等基準第39条の３において準用する場合を含む。）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 |  | 平12老企36  第二の2(10) |
|  |  | ※　具体的には、次の①～③の事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出してください。 |  |  |
|  |  | ①　高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない |  |  |
|  |  | ②　高齢者虐待防止のための指針を整備していない |  |  |
|  |  | ③　高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない |  |  |
|  |  | ※　事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することになります。 |  |  |
| 8 | 業務継続計画未策定減算 | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100 分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注6 |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  |  |
|  |  | 指定訪問介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 |  | 平27厚労告95  第二の2 |
|  |  | ※　基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算してください。 |  | 平12老企36  第二の2(11) |
|  |  | ※　なお、経過措置として、令和７年３月31日までの間、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。 |  |  |
| 9 | ２人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等 | **別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に２人の訪問介護員等が１人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注8 |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める要件 |  |  |
|  |  | ２人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき |  | 平27厚労告94  第三号 |
|  |  | ①　利用者の身体的理由により１人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 |  |  |
|  |  | ②　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 |  |  |
|  |  | ③　その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合 |  |  |
|  |  | ※　①の場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、③の場合としては、例えば、エレベーターのない建物の２階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものです。 |  | 平12老企36  第二の2(10) |
|  |  | したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に２人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、算定されません。 |  |  |
|  |  | なお、通院・外出介助において、１人の訪問介護員等が車両に同乗して気分の確認など移送中の介護も含めた介護行為を行う場合には、当該車両を運転するもう１人の訪問介護員等は別に「通院等乗降介助」を算定することはできません。 |  |  |
| 10 | 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い | **夜間（午後６時～午後10時）又は早朝（午前６時～午前８時）に指定訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注9 |
|  |  | **また、深夜（午後10時～午前６時）に指定訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。** | いる  いない  該当なし |  |
|  |  | ※　居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定します。 |  | 平12老企36  第二の2(11) |
|  |  | なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。 |  |  |
| 11 | 特定事業所加算 | **特定事業所加算を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告19  別表1の注10 |
|  | ※　特定事業所加算を算定している事業所は以下について点検してください。 |
|  |  | (1)**別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ただし、特定事業所加算(Ⅴ)とその他の加算を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定することができません。 |  |  |
|  |  | ・特定事業所加算（1） |  |  |
|  |  | 所定単位数の100分の20相当の単位数 |  |
|  |  | ・特定事業所加算（Ⅱ） |  |  |
|  |  | 所定単位数の100分の10相当の単位数 |  |
|  |  | ・特定事業所加算（Ⅲ） |  |  |
|  |  | 所定単位数の100分の10相当の単位数 |  |
|  |  | ・特定事業所加算（Ⅳ） |  |  |
|  |  | 所定単位数の100分の３相当の単位数 |  |
|  |  | ・特定事業所加算（Ⅴ） |  |  |
|  |  | 所定単位数の100分の３相当の単位数 |  |
|  |  | (2)**特定事業所加算（Ⅰ）を加算する場合には、体制要件（ア～オ）、人材要件（ア及びイ）、及び重度要介護者等対応要件又は体制要件（カ）のいずれにも適合していますか。** | いる  いない | 平27厚労告95  第三号イ |
|  |  | (3)**特定事業所加算（Ⅱ）を加算する場合には、体制要件（ア～オ）、人材要件（ア又はイ）のいずれにも適合していますか。** | いる  いない | 平27厚労告95  第三号ロ |
|  |  | (4)**特定事業所加算（Ⅲ）を加算する場合には、体制要件（ア～オ）、人材要件（ウ又はエ）、及び重度要介護者等対応要件又は体制要件（カ）のいずれにも適合していますか。** | いる  いない | 平27厚労告95  第三号ハ |
|  |  | (5)**特定事業所加算（Ⅳ）を加算する場合には、体制要件（ア～オ）、人材要件（ウ及びエ）のいずれにも適合していますか。** | いる  いない | 平27厚労告95  第三号ニ |
|  |  | (6)**特定事業所加算（Ⅴ）を加算する場合には、体制要件（ア～オ、キ及びク）のいずれにも適合していますか。** | いる  いない | 平27厚労告95  第三号ホ |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める基準及びその各要件の取扱い |  |  |
|  |  | **①　体制要件（ア～ク）** |  |  |
|  |  | ア　全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）及びサービス提供責任者に対し、訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 |  | 平27厚労告95  第三号イ(1) |
|  |  | ※　「訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事に研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等及びサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。 |  | 平12老企36第二の2(14)①イ |
|  |  | イ　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 |  | 平27厚労告95  第三号イ(2)(一) |
|  |  | ※　この場合の「会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければなりません。実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することができます。会議の開催状況については、その概要を記録してください。「定期的」とは、おおむね１月に１回以上開催されていることを指します。 |  | 平12老企36第二の2(14)①ロ |
|  |  | なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | ウ　指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること |  | 平27厚労告95  第三号イ(2)(二) |
|  |  | ※　「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 |  | 平12老企36第二の2(14)①ハ |
|  |  | ・　利用者のＡＤＬや意欲 |  |  |
|  |  | ・　利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 |  |  |
|  |  | ・　家族を含む環境 |  |  |
|  |  | ・　前回のサービス提供時の状況 |  |  |
|  |  | ・　その他サービス提供に当たって必要な事項 |  |  |
|  |  | なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、１日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとします。 |  |  |
|  |  | また、サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとします。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員等の間での引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保してください。 |  |  |
|  |  | ※　「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能です。 |  | 平12老企36第二の2(14)①ハ |
|  |  | ※　訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書（電磁的記録を含む。）にて記録を保存しなければなりません。 |  | 平12老企36第二の2(14)①ハ |
|  |  | エ　当該事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 |  | 平27厚労告95  第三号イ(3) |
|  |  | ※　労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。 |  | 平12老企36第二の2(14)①ニ |
|  |  | 新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも１年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 |  | 平27厚労告95  第三号イ(4) |
|  |  | オ　緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 |  |
|  |  | ※　「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとします。 |  | 平12老企36第二の2(14)①ホ |
|  |  | なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとします。 |  |  |
|  |  | カ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ａ　病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制を整備していること。 |  | 平27厚労告95  第三号イ(7)(二) |
|  |  | ｂ　看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 |  |  |
|  |  | ｃ　医師、看護職員、訪問介護員等、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定訪問介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する対応方針の見直しを行うこと。 |  |  |
|  |  | ｄ　看取りに関する職員研修を行っていること。 |  |  |
|  |  | ｅ　前年度又は算定日が属する月の前３月間において次に掲げる基準に適合する利用者が１人以上であること。 |  |  |
|  |  | ⅰ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 |  |  |
|  |  | ⅱ　看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、訪問介護員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。 |  |  |
|  |  | ※　看取り期の利用者の利用実績については、当該利用者が前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月間において１人以上であることをいいます。また、この場合の実績について、当該期間に指定訪問介護の提供を行った利用実人員を用いて算定するものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(14)③ |
|  |  | ※　看取り期の利用者への対応体制 |  |  |
|  |  | (a) 看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をＰＤＣＡサイクルにより構築かつ強化していくこととし、指定訪問介護事業所において行った看取り期の利用者への対応及び体制構築について評価するものです。 |  | 平12老企36第二の2(14)①へ |
|  |  | なお、「看取り期の利用者」とは、aからdまでに掲げる基準に適合する事業所のeに掲げる基準に適合する利用者のことです。 |  |  |
|  |  | (b) 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととします。 |  |  |
|  |  | ・　当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 |  |  |
|  |  | ・　訪問看護ステーション等との連携体制（緊急時の対応を含む。） |  |  |
|  |  | ・　利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 |  |  |
|  |  | ・　利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 |  |  |
|  |  | ・　その他職員の具体的対応等 |  |  |
|  |  | (c) 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返ること等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行ってください。 |  |  |
|  |  | (d) 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行ってください。 |  |  |
|  |  | ・　利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 |  |  |
|  |  | ・　看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 |  |  |
|  |  | (e) 利用者の看取りに関する理解を支援するため、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。 |  |  |
|  |  | (f) 指定訪問介護事業所は、入院の後も、家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要である。  なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要です。 |  |  |
|  |  | (g) 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。また、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要です。  なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要 であり、事業所は、定期的に連絡を取ることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。 |  |  |
|  |  | (h) 看取り期の利用者に対するサービス提供に 当たって は、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。 |  |  |
|  |  | キ　指定訪問介護事業所に係る通常の事業の実施地域の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に居住している利用者に対して、継続的に指定訪問介護を提供していること（当該利用者の居宅の所在地と最寄りの指定訪問介護事業所との間の距離が７キロメートルを超える場合に限る。）。 |  | 平27厚労告95  第三号ホ(2) |
|  |  | ク　利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化応じ、随時、訪問介護員等、サービス提供責任者その他の関係者が共同し、訪問介護計画（指定居宅サービス等基準第24条第１項に規定する訪問介護計画をいう。）の見直しを行っていること。 |  | 平27厚労告95  第三号ホ(3) |
|  |  | ※　中山間地域等に居住する者へのサービス提供体制 |  |  |
|  |  | (a) キ及びクについては、中山間地域等において、地域資源等の状況により、やむを得ず移動距離等を要し、事業運営が非効率にならざるを得ない状況の中、指定訪問介護事業所が利用者へ継続的なサービス提供体制を構築していることについて評価するものです。 |  | 平12老企36第二の2(14)①ト |
|  |  | (b) キの「通常の事業の実施地域の範囲内であって、中山間地域等に居住している利用者に対して、継続的に指定訪問介護を提供していること」とは、指定訪問介護事業所における通常の事業の実施地域の範囲内であって、中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供実績が前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの平均で１人以上であることをいいます。また、この場合の実績の平均について、当該期間に指定訪問介護の提供を行った利用実人員を用いて算定してください。 |  |  |
|  |  | (c) キの「当該利用者の居宅の所在地と最寄りの指定訪問介護事業所との間の距離が７キロメートルを超える場合に限る」とは、指定訪問介護事業所と利用者の居宅までの実際の移動に要する距離が片道７キロメートルを超える場合をいいます。 |  |  |
|  |  | (d) クについては、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するため、訪問介護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、訪問介護員等、サービス提供責任者その他地域の関係者が共同し、随時適切に見直しを行う必要があります。 |  |  |
|  |  | **②　人材要件（ア～エ）** |  |  |
|  |  | ア　当該事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び１級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 |  | 平27厚労告95  第三号イ(5) |
|  |  | ※　前年度（３月を除く）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとします。ただし、生活援助従事者研修修了者については、0.5を乗じて算出するものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(12)②イ |
|  |  | なお、介護福祉士又は実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは１級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とします。 |  |  |
|  |  | また、看護師等の資格を有している者については、１級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、１級課程修了者に含めて差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 |  | 平12老企36  第二の2(12)④イ |
|  |  | ※　前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の2(12)④ロ |
|  |  | また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  |  |
|  |  | イ　当該事業所の全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは１級課程修了者であること。 |  | 平27厚労告95  第三号イ(6) |
|  |  | ただし、１人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を２名以上配置していること。 |  |  |
|  |  | ※　「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(12)②ロ |
|  |  | ウ　指定居宅サービス等基準第５条第２項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が２人以下の指定訪問介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置していること。 |  | 平27厚労告95  第三号ハ(2)(一) |
|  |  | エ　指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 |  | 平27厚労告95  第三号ハ(2)(二) |
|  |  | ※　勤続年数要件 |  |  |
|  |  | (a) 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、令和３年４月における勤続年数７年以上の者とは、令和３年３月31日時点で勤続年数が７年以上である者をいいます。 |  | 平12老企36  第二の2(12)②ハ |
|  |  | (b) 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  |  |
|  |  | (c) エの訪問介護員等の割合については、前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとします。 |  |  |
|  |  | ※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 |  | 平12老企36  第二の2(14)④イ |
|  |  | ※　前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。  また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の2(14)④ロ |
|  |  | **③　重度要介護者等対応要件** |  |  |
|  |  | 前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護４及び要介護５である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為（たんの吸引等）を必要とする者の占める割合が100分の20以上であること。 |  | 平27厚労告95  第三号イ(7)(一) |
|  |  | ※　前年度（３月を除く）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、利用実人員又は訪問回数を用いて算出するものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(14)③ |
|  |  | ※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 |  | 平12老企36  第二の2(14)④イ |
|  |  | ※　前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。  また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の2(14)④ロ |
|  |  | ※　「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指すものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(14)③ |
|  |  | ※　「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為を必要とする者」とは、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）の行為を必要とする利用者を指すものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(14)③ |
|  |  | また、本要件に係る割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られます。 |  |  |
| 12 | 共生型訪問介護を行う場合 | **共生型訪問介護を行った場合は、一回につき所定単位数に次に掲げる率を乗じた単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告19  別表1の注11 |
|  | (1)　障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合 |  | 平12老企36  第二の2(15)① |
|  |  | ①**介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員一級課程又は旧二級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）が訪問介護を提供する場合は、所定単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12老企36  第二の2(15)①イ |
|  |  | ②**障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。（改正前の介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する３級課程修了者を含む。））、実務経験を有する者及び旧外出介護研修修了者が訪問介護（旧外出介護研修修了者については、通院・外出介助（通院等乗降介助を含む。）に限る。）を提供する場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12老企36  第二の2(15)①ロ |
|  |  | ※　実務経験を有する者 |  |  |
|  |  | 平成18年３月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者 |  |  |
|  |  | ※　旧外出介護研修修了者 |  |  |
|  |  | 廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者） |  |  |
|  |  | ③**重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）が訪問介護を提供する場合（早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限る。）は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12老企36  第二の2(15)①ハ |
|  |  | (2)**障害者福祉制度の指定重度訪問介護事業所が要介護高齢者に対して訪問介護を提供する場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12老企36  第二の2(15)② |
|  |  | ※　障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者及び重度訪問介護従業者養成研修課程修了者等、①以外の者については、65歳に達した日の前日において、これらの研修課程修了者が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所において、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供することができます。すなわち、新規の要介護高齢者へのサービス提供はできません。 |  | 平12老企36  第二の2(15)③ |
| 13 | 指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い | **指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告19  別表1の注12  平12老企36  第二の2(16) |
|  |  | **ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護事業所、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定していますか。** | ☐いる  ☐いない | 平12厚告19  別表1の注12 |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  |  |
|  |  | 訪問介護費における指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この号において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対して指定訪問介護を行う指定訪問介護事業所の基準 |  | 平27厚労告95  第三号の2 |
|  |  | 正当な理由なく、指定訪問介護事業所において、算定日が属する月の前６月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上であること。 |  |  |
|  |  | (1)　「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。 |  | 平12老企36  第二の2(16)① |
|  |  | 具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 |  |  |
|  |  | (2)　同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義 |  | 平12老企36  第二の2(16)② |
|  |  | ア　「当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、(1)に該当するもの以外の建物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 |  |  |
|  |  | イ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。 |  |  |
|  |  | また、当該指定訪問介護事業所が、指定相当第１号訪問事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１項第１号に定める基準に従い行う事業に限る。）と一体的な運営をしている場合、第１号訪問事業の利用者を含めて計算してください。 |  |  |
|  |  | (3)　当該減算は、指定訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。 |  | 平12老企36  第二の2(16)③ |
|  |  | 具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 |  |  |
|  |  | （同一敷地内建物等に該当しないものの例） |  |  |
|  |  | ・　同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 |  |  |
|  |  | ・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 |  |  |
|  |  | (4)　(1)及び(2)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問介護事業所の事業者と異なる場合であっても該当します。 |  | 平12老企36  第二の2(16)④ |
|  |  | (5)　 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義 |  | 平12老企36  第二の2(16)⑤ |
|  |  | ア　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問介護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されます。 |  |
|  |  | イ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 |  |  |
|  |  | (6)　指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等 50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合について |  | 平12老企36  第二の2(16)⑥ |
|  |  | ア　判定期間と減算適用期間 |  |  |
|  |  | 指定訪問介護事業所は、毎年度２回、次の判定期間における当該事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の同一敷地内建物等に居住する利用者に提供される指定訪問介護のすべてについて減算を適用してください。 |  |  |
|  |  | ａ　判定期間が前期（３月１日から８月31日）の場合は、減算適用期間を10月１日から３月31日までとしてください。 |  |  |
|  |  | ｂ　判定期間が後期（９月１日から２月末日）の場合は、減算適用期間を４月１日から９月30日までとしてください。  なお、令和６年度についてはａの判定期間を４月１日から９月30日、減算適用期間を11月１日から３月31日までとし、bの判定期間を10月１日から２月末日、減算適用期間を令和７年度の４月１日から９月30日までとしてください。 |  |  |
|  |  | イ　判定方法 |  |  |
|  |  | 事業所ごとに、当該事業所における判定機関に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物などに居住する利用者の占める割合を計算し、90％以上である場合に減算してください。  （具体的な計算式）事業所ごとに、次の計算式により計算し、90以上である場合に減算  （当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち同一敷地内建物等に居住する利用者数 （利用実人員 ））÷（当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者数 （利用実人員）） |  |  |
|  |  | ウ　算定手続 |  |  |
|  |  | 判定期間が前期の場合については９月15日までに、判定期間が後期の場合については３月15日までに、同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う指定訪問介護事業所は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果90％以上である場合については当該書類を市長に提出してください。なお、90％以上でなかった場合についても、当該書類は、各事業所において５年間保存する必要があります。 |  |  |
|  |  | a　判定期間における指定訪問介護を提供した利用者の総数（利用実人員） |  |  |
|  |  | b　同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員） |  |  |
|  |  | c　イの算定方法で計算した割合 |  |  |
|  |  | d　イの算定方法で計算した割合が90％以上である場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 |  |  |
|  |  | エ　正当な理由の範囲 |  |  |
|  |  | ウで判定した割合が90％以上である場合には、90％以上に至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市長に提出してください。  なお、市長が当該理由を不適当と判断した場合は減算を適用するものとして取り扱います。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものですが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市長において適正に判断する必要があります。 |  |  |
|  |  | a　特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合。 |  |  |
|  |  | b　判定期間の１月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど 事業所が小規模である場合 |  |  |
|  |  | c　その他正当な理由と市長が認めた場合 |  |  |
| 14 | 緊急時訪問介護加算 | **身体介護中心型について、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、１回につき100単位を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注16 |
|  |  | ※　「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない（あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるもの）訪問介護（身体介護中心型に限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいいます。 |  | 平12老企36  第二の2(20)① |
|  |  | ※　当該加算は、１回の要請につき１回を限度として算定できます。 |  | 平12老企36  第二の2(20)② |
|  |  | ※　やむを得ない事由により、介護支援専門員と事前の連携が図れない場合であって、事後に介護支援専門員によって、当該訪問が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能です。 |  | 平12老企36  第二の2(20)③ |
|  |  | ※　当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上、利用者又はその家族等からの要請内容から、当該訪問介護に要する標準的な時間を、介護支援専門員が判断してください。 |  | 平12老企36  第二の2(20)④ |
|  |  | なお、介護支援専門員が、実際に行われた訪問介護の内容を考慮して、所要時間を変更することは差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ※　当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、20分未満であっても、20分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能です。 |  | 平12老企36  第二の2(20)⑤ |
|  |  | 当該加算の対象となる訪問介護と当該訪問介護の前後に行われた訪問介護の間隔が２時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する（所要時間を合算する必要はない。）ものとします。 |  |  |
|  |  | ※　緊急時訪問介護加算の対象となる訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録してください。 |  | 平12老企36  第二の2(20)⑥ |
| 15 | 初回加算 | **新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、１月につき次に掲げる所定単位を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1のニ |
|  |  | 初回加算　200単位 |  |  |
|  |  | ※　本加算は、利用者が過去２月間に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるものです。 |  | 平12老企36  第二の2(21)① |
|  |  | ※　サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録してください。 |  | 平12老企36  第二の2(21)② |
|  |  | また、この場合において、サービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能です。 |  |  |
| 16 | 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | **サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、次に掲げる所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1のホ(1)、注1 |
|  |  | 生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100単位 |  |  |
|  |  | ※　本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行い、サービス提供責任者が、助言に基づき訪問介護計画書を作成（変更）するとともに、計画作成から３月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施してください。 |  | 平12老企36  第二の2(22)②イ |
|  |  | (1)　「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護の内容を定めたものでなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の2(22)①イ |
|  |  | (2)　(1)の訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者に助言を行うものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(22)②イa |
|  |  | なお、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握できるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法等を調整するものとします。 |  |  |
|  |  | (3)　サービス提供責任者は、(2)の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、(1)の訪問介護計画の作成を行います。なお、訪問介護計画には、(2)の助言内容を記載しなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の2(22)②イb |
|  |  | (4)　(1)の訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の2(22)①ハ |
|  |  | ①　利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 |  |  |
|  |  | ②　生活機能アセスメントの結果に基づき、①の内容について定めた３月を目途とする達成目標 |  |  |
|  |  | ③　②の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 |  |  |
|  |  | ④　②及び③の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 |  |  |
|  |  | (5)　(4)の②及び③の達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定するものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(22)①二 |
|  |  | (6)　(1)の訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。 |  | 平12老企36  第二の2(22)①ホ |
|  |  | 目標として「自宅のポータブルトイレを１日１回以上利用する（１月目、２月目の目標として座位の保持時間）」を設定 |  |  |
|  |  | （１月目）  訪問介護員等は週２回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が５分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。 |  |  |
|  |  | （２月目）  ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。 |  |  |
|  |  | （３月目）  ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定訪問介護提供 時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。）。 |  |  |
|  |  | (7)　本加算は、(1)の訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、(2)の助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により訪問介護計画を見直した場合を除き、(1)の訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定できません。 |  | 平12老企36  第二の2(22)②イc |
|  |  | (8)　計画作成から３月経過後、目標の設定度合いについて、利用者及び理学療法士等に報告してください。なお、再度、(2)の助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能です。 |  | 平12老企36  第二の2(22)②イ~~d~~ |
| 17 | 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | **利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降３月の間、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定できません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1のホ(2)、注2 |
|  |  | 生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200単位 |  |  |
|  |  | (1)　「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護の内容を定めたものでなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の2(22)①イ |
|  |  | (2)　(1)の訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(22)①ロ |
|  |  | なお、カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えありません。 |  |  |
|  |  | この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション科の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。 |  |  |
|  |  | (3)　(1)の訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければなりません。 |  |  |
|  |  | ①　利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 |  |  |
|  |  | ②　生活機能アセスメントの結果に基づき、①の内容について定めた３月を目途とする達成目標 |  |  |
|  |  | ③　②の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 |  |  |
|  |  | ④　②及び③の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 |  |  |
|  |  | (4)　(3)の②及び③の達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定してください。 |  | 平12老企36  第二の2(22)①二 |
|  |  | (5)　(1)の訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。 |  |  |
|  |  | 達成目標として「自宅のポータブルトイレを１日１回以上利用する（１月目、２月目の目標として座位の保持時間）」を設定 |  | 平12老企36第二の2(22)①ホ |
|  |  | （１月目）訪問介護員等は週２回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が５分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。 |  |  |
|  |  | （２月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。 |  |  |
|  |  | （３月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。（訪問介護員等は、指定訪問介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。） |  |  |
|  |  | (6)　本加算は(2)の評価に基づき、(1)の訪問介護計画に基づき提供された初回の指定訪問介護の提供日が属する月以降３月を限度として算定されるものであり、３月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度(2)の評価に基づき訪問介護計画を見直す必要があります。 |  | 平12老企36  第二の2(22)①へ |
|  |  | なお、当該３月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、３月間は本加算の算定が可能です。 |  |  |
|  |  | (7)　本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況及び(3)のイの達成目標を踏まえた適切な対応を行ってください。 |  |  |
| 18 | 口腔連携強化加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算していますか。** | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 平12厚告19  別表1のへ注1 |
|  |  | 口腔連携強化加算　50単位 |  |  |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  |  |
|  |  | イ　指定訪問介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第２歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」という。）の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 |  | 平27厚労告95  第三号の3 |
|  |  | ロ　次のいずれにも該当しないこと。 |  |  |
|  |  | (1)　他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 |  |  |
|  |  | (2)　当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 |  |  |
|  |  | (3)　当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。 |  |  |
|  |  | ※　口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 平12老企36  第二の2(23)① |
|  |  | 口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下｢連携歯科医療機関｣という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談してください。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えありません。 |  | 平12老企36  第二の2(23)② |
|  |  | 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式６等により提供してください。 |  | 平12老企36  第二の2(23)③ |
|  |  | 歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行ってください。 |  | 平12老企36  第二の2(23)④ |
|  |  | 口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。ただし、キ及びクについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行ってください。 |  | 平12老企36  第二の2(23)⑤ |
|  |  | ア　開口の状態 |  |  |
|  |  | イ　歯の汚れの有無 |  |  |
|  |  | ウ　舌の汚れの有無 |  |  |
|  |  | エ　歯肉の腫れ、出血の有無 |  |  |
|  |  | オ　左右両方の奥歯のかみ合わせの状態 |  |  |
|  |  | カ　むせの有無 |  |  |
|  |  | キ　ぶくぶくうがいの状態 |  |  |
|  |  | ク　食物のため込み、残留の有無 |  |  |
|  |  | 口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（｢リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について｣）及び｢入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方｣(令和６年３月日本歯科医学会）等を参考にしてください。 |  | 平12老企36  第二の2(23)⑥ |
|  |  | 口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講じてください。 |  | 平12老企36  第二の2(23)⑦ |
|  |  | 口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施してください。 |  | 平12老企36  第二の2(23)⑧ |
| 19 | 認知症専門ケア加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。** | いる  いない | 平12厚告19  別表1のト |
|  |  | （1）認知症専門ケア加算(Ⅰ)　　３単位 |  |  |
|  |  | （2）認知症専門ケア加算(Ⅱ)　　４単位 |  |  |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める者 |  | 平27厚労告94第三号の2 |
|  |  | ア　認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定すべき利用者 |  |  |
|  |  | 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 |  |  |
|  |  | イ　認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定すべき利用者 |  |  |
|  |  | 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 |  |  |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  |  |
|  |  | (1)　認知症専門ケア加算(Ⅰ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 |  | 平27厚労告95  第三号の4イ |
|  |  | ②　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては１以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては１に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 |  |  |
|  |  | ③　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 |  |  |
|  |  | (2)　 認知症専門ケア加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　上記②及び③の基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ②　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 |  | 平27厚労告95  第三号の4ロ |
|  |  | ③　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 |  |  |
|  |  | ④　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 |  |  |
|  |  | ※　「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指し、また、「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指すものとします。  　　なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たって は、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられます。 |  | 平12老企36  第二の2(24)① |
|  |  | ※　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が２分の１以上、又は 、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法について、算定日が属する月の前３月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数で算定してください。また、届出を行った月以降においても、直近３月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、いずれかの月で所定の割合以上であることが必要になります。なお、その割合については、毎月記録するものとし、直近３月間のいずれも所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出してください。 |  | 平12老企36  第二の2(24)② |
|  |  | ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年３月31日老発第0331010 号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年３月31日老計第0331007 号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(24)③ |
|  |  | ※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、登録ヘルパーを含めて、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。 |  | 平12老企36  第二の2(24)④ |
|  |  | また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。 |  |  |
|  |  | ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 |  | 平12老企36  第二の2(24)⑤ |
| 20 | 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1のチ注1 |
|  |  | （1）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 |  |  |
|  |  | （2）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 |  |  |
|  |  | （3）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 |  |  |
|  |  | （4）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数 |  |  |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  |  |
|  |  | (1)　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 |  | 平27厚労告95  第四号イ |
|  |  | ア　当該指定訪問介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 |  |  |
|  |  | イ　当該指定訪問介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 |  |  |
|  |  | ②　当該訪問介護事業所において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ③　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 |  |  |
|  |  | ④　当該訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 |  |  |
|  |  | ⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 |  |  |
|  |  | ⑥　当該訪問介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。 |  |  |
|  |  | ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ア　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含。）を定めていること。 |  |  |
|  |  | イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | ウ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 |  |  |
|  |  | エ　ウについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | オ　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 |  |  |
|  |  | カ　オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | ⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | ⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |  |  |
|  |  | ⑩　訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 |  |  |
|  |  | (2)　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） |  |  |
|  |  | (1)①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95  第四号ロ |
|  |  | (3)　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） |  |  |
|  |  | (1)①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95  第四号ハ |
|  |  | ※　加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）のいずれかを算定している場合は、その他の加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）は算定できません。 |  |  |
|  |  | ※　介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月16日老発0316第４号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。 |  | 平12老企36  第二の2(25) |
|  |  | (4)　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） |  |  |
|  |  | (1)①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95  第四号ニ |
| 21 | 介護職員等処遇改善加算Ⅴ | **令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所（「介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1のチ注2 |
|  |  | (1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (5)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (6)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (7)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (8)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (9)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 |  |  |
|  |  | (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14) |  |  |
|  |  | 上記1から19までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 |  |  |
|  |  | ※　別に厚生労働大臣が定める基準 |  |  |
|  |  | (1)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号ホ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (2)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  | 平27厚労告95  第四号ヘ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (3)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号ト |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (4)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  | 平27厚労告95  第四号チ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (5)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の(訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号リ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (6)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号ヌ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (7)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  | 平27厚労告95  第四号ル |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　aについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (8)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号ヲ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (9)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  | 平27厚労告95  第四号ワ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (10)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号カ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (11)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号ヨ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (12)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号タ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施　又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (13)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号レ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (14)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  | 平27厚労告95  第四号ソ |
|  |  | ②　「20　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
| 22 | 訪問介護のサービス種類相互の算定関係 | **利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問介護費は算定していませんか。** | いない  いる | 平12厚告19  別表1の注17 |
|  |  | **ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、所定単位数を算定していますか。** | いる  いない |  |
|  | 第８　その他 | |  |  |
| 1 | サービス利用前の健康診断書の提出 | **サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めていませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | **また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | 【健康診断書の提出を求めている場合、その理由及び主な項目】 |  |  |
|  |  | 〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |  |  |
|  |  | 〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |  |  |
|  |  | 〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |  |  |
|  |  | 〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |  |  |
|  |  | ※　訪問介護･･･については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものと考える。しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。（平成13年3月28日 運営基準等に係るＱ＆Ａ） |  |  |
| 2 | 介護サービス情報の報告及び公表 | **定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。** | いる  いない | 法第115条の35第1項  施行規則  第140条の44 |
|  | ※　原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。 |  |
| 3 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | (1)**業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。** | いる  いない | 法第115条の32第1項第2項 |
|  | 届出年月日〔　　　年　　　月　　　日〕 |  |  |
|  |  | 法令遵守責任者　職名〔　　　　　　　　　　　　〕 |  |  |
|  |  | 氏名〔　　　　　　　　　　　　〕 |  |  |
|  |  | ※　事業者が整備等する業務管理体制の内容 |  |  |
|  |  | ◎事業所の数が20未満 |  |  |
|  |  | ・　整備届出事項：法令遵守責任者 |  |  |
|  |  | ・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 |  |  |
|  |  | ◎事業所の数が20以上100未満 |  |  |
|  |  | ・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 |  |  |
|  |  | ・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 |  |  |
|  |  | ◎事業所の数が100以上 |  |  |
|  |  | ・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 |  |  |
|  |  | ・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 |  |  |
|  |  | (2)**業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (3)**業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　具体的な取組を行っている場合には、次のアからカを○で囲み、カについては、内容を記入してください。 |  |  |
|  |  | ア　介護報酬の請求等のチェックを実施 |  |  |
|  |  | イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置をとっている |  |  |
|  |  | ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている |  |  |
|  |  | エ　業務管理体制についての研修を実施している |  |  |
|  |  | オ　法令遵守規程を整備している |  |  |
|  |  | カ　その他  ［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ |  |  |
|  |  | (4)**業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。** | いる  いない |  |